

令和3年5月10日

保護者の皆様へ

神戸市

家庭保育へのご協力について

このたび、兵庫県に対して発令されている新型コロナウイルスに対応する緊急事態宣言が延長されることになりました。

保育所・認定こども園等については、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続することとしていますが、園内で感染拡大を防止するため、家庭での保育が可能な保護者の皆様には、引き続き、家庭保育にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、保育を希望されるご家庭は通常どおり登園いただくことが可能です。登園にあたっては、改めて下記のとおり感染拡大防止のご協力をいただきますようあわせてお願いいたします。

記

1. 対象期間（延長後）

令和3年4月27日（火）から5月31日（月）まで

2. 保育料（0～2歳児）の取り扱い

上記期間中、家庭保育に協力いただき1日でも欠席される場合は、欠席日数分の保育料を日割りで減額します。保育料の還付については、後日、神戸市または通われている施設よりあらためてお知らせします。

3. 育休からの復職期限

4・5月入所の方の育児休業からの復職期限を、7月1日まで延長します。施設と慣らし保育の期間等を相談いただき、7月1日までに復職をお願いします。

4. 登園にあたってのお願い

- ・登園前にご家庭で健康観察、検温をお願いします。
- ・軽微な風邪症状であっても体調不良時には園児の登園を控えてください。
- ・登園後、発熱等で体調の変化が見られた場合は、お迎えにご協力ください。
- ・園児が発熱した際は解熱後24時間以上経過してから登園してください。
- ・保護者が濃厚接触者に指定された場合、保護者の健康観察期間中は、園児の登園を控えてください。
- ・保護者が体調不良の場合、当該保護者による園児の送迎を控えてください。

担当：こども家庭局幼保事業課 078(331)8181

園の運営に関する事：内線 4866

保育料に関する事：内線 4861・4841

復職期限に関する事：内線 4863・4864

登園にあたってのお願いに関する事：内線 4871・4872